

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども育成課(指定管理者) No.001

処 分 名	児童館使用者の範囲
処 分 の 概 要	児童及びその同伴者、児童の健全な育成を目的として活動している団体は児童館を使用することができます。
根拠条例等・条項	春日部市児童館条例（平成 17 年条例第 95 号）第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 5 条第 2 項
審 査 基 準	<p>◎以下のものは、児童館を使用することができます。</p> <ul style="list-style-type: none">・児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 4 条第 1 項に規定する児童及びその同伴者・児童の健全な育成を目的として活動している団体・上記のものの使用に支障がないと認めるときは、それ以外の者 <p>※参考：児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 4 条第 1 項に規定する児童は満 18 歳に満たない者で、以下のように分けられています。</p> <ul style="list-style-type: none">・乳児…満 1 歳に満たない者・幼児…満 1 歳から、小学校就学の始期に達するまでの者・少年…小学校就学の始期から、満 18 歳に達するまでの者 <p>※参考：それ以外の者とは、</p> <ul style="list-style-type: none">・18 歳以上の者
標準処理期間	5 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	各児童センター窓口へ直接
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekake/index.html

■春日部市児童館条例

(使用者の範囲)

第5条 児童館を使用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 法第4条第1項に規定する児童及びその同伴者
- (2) 児童の健全な育成を目的として活動している団体

2 市長は、前項に掲げるものの使用に支障がないと認めるときは、同項に掲げるもの以外のものに児童館を使用させることができる。

※児童福祉法（昭和22年法律164号）第4条第1項に規定する児童は満18歳に満たない者

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども育成課(指定管理者) No.002

処 分 名	児童館使用の許可及び制限
処 分 の 概 要	<p>児童館を使用することができる団体等が児童館を使用しようとするときや、許可された事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。</p> <p>児童館使用の目的により、許可しない場合や使用について条件を付する場合があります。</p>
根拠条例等・条項	春日部市児童館条例（平成 17 年条例第 95 号）第 6 条第 1 項、第 6 条第 2 項第 1 号～第 6 号、第 6 条第 3 項
審 査 基 準	<p>◎以下の要件の場合は、使用を許可しません。</p> <p>(1) 秩序または風俗を害するおそれがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等を指します。 <p>(2) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に児童館の名称を使用するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品の販売等で近世的な利益を得ることを直接の目的とした活動及び民間事業者の職員研修のような営利活動団体の営利に繋がる活動等を指します。 <p>(3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき</p> <p>(4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき</p> <p>(5) 建物又は付帯設備を破損するおそれがあるとき</p> <p>(6) その他管理上支障があるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入館者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合 ・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合 ・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合 <p>◎条件を付する場合とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の使用にあたり、使用前の原状のとおり維持又は回復する必要があるとき

標準処理期間	5日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	各児童センター窓口へ提出
備考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateo_ensite/oyakodeodekake/index.html
根拠条例及び関係例規等の抜粋	<p>■春日部市児童館条例 （使用者の範囲）</p> <p>第5条 児童館を使用することができるものは、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第4条第1項に規定する児童及びその同伴者 (2) 児童の健全な育成を目的として活動している団体 <p>2 市長は、前項に掲げるものの使用に支障がないと認めるときは、同項に掲げるもの以外のものに児童館を使用させることができる。</p> <p>※児童福祉法（昭和22年法律164号）第4条第1項に規定する児童は満18歳に満たない者</p> <p>（使用の許可及び制限）</p> <p>第6条 前条第1項第2号及び同条第2項に規定する団体等が児童館を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項に規定する許可は、その使用が次のいずれかに該当するときは、これを許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 秩序や風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に児童館の名称を使用するとき。 (3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。 (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。 (5) 建物又は付帯設備を破損するおそれがあるとき。 (6) その他管理上支障があるとき。 <p>3 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。</p>

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども育成課(指定管理者) No.003

処 分 名	児童館使用の手続
処 分 の 概 要	児童及びその同伴者が児童館を使用しようとするときは、春日部市児童館使用者入館票（様式第1号）に必要事項を記入しなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市児童館条例（平成17年条例第95号）第5条第1項第1号 春日部市児童館条例施行規則（平成17年規則第29号）第3条第1項
審 査 基 準	◎以下の要件を春日部市児童館使用者入館票に記載します。 ・使用者氏名又は同伴者等氏名 ・住所 ・年齢 ・連絡先又は緊急連絡先 ・使用者内訳（氏名、年齢）
標準処理期間	1日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	各児童センター窓口へ直接
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekake/index.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市児童館条例

(使用者の範囲)

第5条 児童館を使用することができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 法第4条第1項に規定する児童及びその同伴者

■春日部児童館条例施行規則

(使用の手続)

第3条 条例第5条第1項第1号に規定するものは、児童館を使用しようとするときは、春日部市児童館使用者入館票(様式第1号)に必要事項を記入しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども育成課(指定管理者) No.004

処 分 名	児童館使用の許可手続
処 分 の 概 要	児童館の使用の許可を受けようとする団体等は、春日部市児童館使用申請書（様式第2号）又は春日部市児童館団体使用申請書（様式第3号）により申請しなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市児童館条例（平成17年条例第95号）第5条第1項第2号、第5条第2項、第6条第1項 春日部市児童館条例施行規則（平成17年規則第29号）第4条第1項～第4項
審 査 基 準	◎以下の要件を各使用申請書に記載します。 ・使用者氏名又は団体名、申請者氏名 ・住所 ・年齢 ・連絡先又は緊急連絡先 ・使用年月日 ・使用時間 ・使用目的 ・使用者内訳（氏名、年齢）、使用人員 ・使用施設 ・附属設備 ◎市長は、申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、申請者に春日部市児童館使用許可書（様式第4号）又は春日部市児童館団体使用許可書（様式第5号）を交付します。 ◎児童館の使用許可を受けたものは、使用開始前に許可書を受付に掲示し、係員の指示に従わなければなりません。
標準処理期間	5日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	使用する日の1か月前から
申請方法	各児童センター窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateo_ensite/oyakodeodekake/index.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市児童館条例

(使用者の範囲)

第5条 児童館を使用することができるものは、次に掲げるものとする。

(2) 児童の健全な育成を目的として活動している団体

2 市長は、前項に掲げるものの使用に支障がないと認めるときは、同項に掲げるもの以外のものに児童館を使用させることができる。

※児童福祉法（昭和22年法律164号）第4条第1項に規定する児童は満18歳に満たない者

(使用の許可及び制限)

第6条 前条第1項第2号及び同条第2項に規定する団体等が児童館を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

■春日部市児童館条例施行規則

第4条 条例第6条第1項の規定により、児童館の使用の許可を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、春日部市児童館使用申請書（様式第2号）又は春日部市児童館団体使用申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、使用する日の1か月前からとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に春日部市児童館使用許可書（様式第4号）又は春日部市児童館団体使用許可書（様式第5号。以下これらを「許可書」という。）を交付するものとする。

4 児童館の使用許可を受けたものは、使用開始前に許可書を受付に掲示し、係員の指示に従わなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども育成課 No.005

処 分 名	放課後児童クラブの入室の許可（年度当初）
処 分 の 概 要	放課後等に保護者が就労等により常時留守となっている家庭の児童に対し、必要な保育を行い、もって児童の健全な育成を図ります。
根拠条例等・条項	春日部市放課後児童クラブ条例（平成 17 年条例第 94 号）第 6 条
審 査 基 準	<p>放課後児童クラブに入室できる児童は、春日部市立小学校及び春日部市立義務教育学校（前期課程に限る。）に在学する児童であって、かつ、保護者が就労等のため放課後等に常時留守となっている家庭の児童で、次のいずれかの要件に該当するものとする。</p> <p>要件</p> <p>(1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること（日曜日を除き週 4 日以上、1 日 4 時間以上かつ午後 3 時以降の帰宅となること。）。</p> <p>(2) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(3) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する在宅の親族を常時介護（看護）していること。</p> <p>(4) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>(5) 大学又は専門学校等に通学していること（第 1 号と同程度の日数、帰宅時間となること。）。</p> <p>(6) 妊婦又は産褥等の理由により、体調が整わない産婦であること。この場合において、妊婦は、出産予定日の属する月からの入室を原則とする。</p> <p>(7) その他市長が必要と認めるとき。</p>
標準処理期間	受付終了日から約 80 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
申請時期	毎年 11 月にこども育成課が受付窓口を設置する期間 上記以降は、その年度の 2 月初旬まで
申請方法	こども育成課が受付するために設置する窓口へ提出 上記以降は本庁舎 3 階こども育成課・庄和総合支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出

<p>備 考</p>	<p>ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowoazukeru_hoikushisetsu_jidoclubnado/2/11020.html</p>
<p>根拠条例及び 関係例規等の抜粋</p>	<p>■春日部市放課後児童クラブ条例 (入室の資格) 第5条 児童クラブに入室できる者は、春日部市立小学校及び春日部市立義務教育学校（前期課程に限る。）（以下これらを「学校」という。）に在学する児童であつて、かつ、保護者が就労等のため放課後等に常時留守となっている家庭の児童（次条において「留守家庭児童」という。）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。 (入室の許可) 第6条 保護者は、留守家庭児童を児童クラブに入室させようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p>

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども育成課 No.006

処 分 名	放課後児童クラブの入室の許可（例月）
処 分 の 概 要	放課後等に保護者が就労等により常時留守となっている家庭の児童に対し、必要な保育を行い、もって児童の健全な育成を図ります。
根拠条例等・条項	春日部市放課後児童クラブ条例（平成 17 年条例第 94 号）第 6 条
審 査 基 準	<p>放課後児童クラブに入室できる児童は、春日部市立小学校及び春日部市立義務教育学校（前期課程に限る。）に在学する児童であって、かつ、保護者が就労等のため放課後等に常時留守となっている家庭の児童で、次のいずれかの要件に該当するものとする。</p> <p>要件</p> <p>(1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること（日曜日を除き週 4 日以上、1 日 4 時間以上かつ午後 3 時以降の帰宅となること。）。</p> <p>(2) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(3) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する在宅の親族を常時介護（看護）していること。</p> <p>(4) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>(5) 大学又は専門学校等に通学していること（第 1 号と同程度の日数、帰宅時間となること。）。</p> <p>(6) 妊婦又は産褥等の理由により、体調が整わない産婦であること。この場合において、妊婦は、出産予定日の属する月からの入室を原則とする。</p> <p>(7) その他市長が必要と認めるとき。</p>
標準処理期間	7 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
申請時期	入室希望月の前月 20 日まで
申請方法	本庁舎 3 階こども育成課・庄和総合支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出
備 考	<p>ホームページのリンク先</p> <p>https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowoazukeru_hoikushisetsu_jidoclubnado/2/11020.html</p>

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市放課後児童クラブ条例

(入室の資格)

第5条 児童クラブに入室できる者は、春日部市立小学校及び春日部市立義務教育学校（前期課程に限る。）（以下これらを「学校」という。）に在学する児童であつて、かつ、保護者が就労等のため放課後等に常時留守となっている家庭の児童（次条において「留守家庭児童」という。）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(入室の許可)

第6条 保護者は、留守家庭児童を児童クラブに入室させようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

申請に対する処分の審査基準

担当部署:こども未来部こども育成課

No.007

処 分 名	放課後児童クラブの保育料の減免（年度当初）
処 分 の 概 要	市長は、必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。
根拠法令等・条項	春日部市放課後児童クラブ条例（平成 17 年条例第 94 号）第 11 条 春日部市放課後児童クラブ条例施行規則（平成 17 年規則第 28 号）第 10 条
審 査 基 準	<p>①世帯員（住民票では祖父母等と別世帯となっても同居している場合や同居の親族が生計を維持している場合は、同一世帯とみなす）及び同一生計者のうち、市町村民税の課税額が一番高い方で判定し、下記の条件に該当する場合は、放課後児童クラブ保育料を減額し、又は免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯、支援給付受給世帯及び市町村民税非課税世帯 ・市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 ・市町村民税のうち所得割課税額が 5,000 円未満である世帯 <p>②同一世帯において同時に 2 人以上の児童が放課後児童クラブに在籍する場合、2 人目を半額に減免、3 人目以降を免除とする。</p> <p>③市長が特に認めた場合、市長が定める額に減額・免除する</p>
標準処理期間	受付終了日から約 80 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
申請時期	毎年 11 月にこども育成課が受付窓口を設置する期間それ以降は、前年度の 3 月末日まで
申請方法	こども育成課が受付するために設置する窓口へ提出 上記以降は本庁舎 3 階こども育成課・庄和総合支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowoazukeru_hoikushisetsu_jidoclubnado/2/11020.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■春日部市放課後児童クラブ条例

(保育料の減免)

第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

■春日部市放課後児童クラブ条例施行規則

(保育料の減免)

第 10 条 条例第 11 条の規定により保育料を減額し、又は免除しようとするときの額は、別表 2 に定めるところによる。

別表 2 (第 10 条関係)

減免区分	金額	
	生活保護世帯、支援給付受給世帯又は市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税のうち均等割りのみの課税世帯	1人目	3,500円
市町村民税のうち均等割りのみの課税世帯かつ同一世帯において2人以上の児童が入室する場合	2人目	1,750円
	3人目以降	0円
市町村民税のうち所得割課税額が5千円未満である世帯	1人目	5,000円
	2人目	2,500円
市町村民税のうち所得割課税額が5千円未満の世帯かつ同一世帯において2人以上の児童が入室する場合	3人目以降	0円
	2人目	4,500円
同一世帯において2人以上の児童が入室する場合	3人目以降	0円
	市長が定める額	

2 条例第 11 条の規定により保育料の減免を受けようとする者は、放課後児童クラブ保育料減免申請書(様式 11 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実等を公簿等によって確認することができるときは、当該資料を省略させることができる。

(1) 課税証明書又は非課税証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、放課後児童クラブ保育料減免決定通知書（様式第 12 号）又は放課後児童クラブ保育料減免却下通知書（様式第 13 号）により保護者に通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準

担当部署:こども未来部こども育成課

No.008

処 分 名	放課後児童クラブの保育料の減免（例月）
処 分 の 概 要	市長は、必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。
根拠法令等・条項	春日部市放課後児童クラブ条例（平成 17 年条例第 94 号）第 11 条 春日部市放課後児童クラブ条例施行規則（平成 17 年規則第 28 号）第 10 条
審 査 基 準	<p>①世帯員（住民票では祖父母等と別世帯となっても同居している場合や同居の親族が生計を維持している場合は、同一世帯とみなす）及び同一生計者のうち、市町村民税の課税額が一番高い方で判定し、下記の条件に該当する場合は、放課後児童クラブ保育料を減額し、又は免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯、支援給付受給世帯及び市町村民税非課税世帯 ・市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 ・市町村民税のうち所得割課税額が 5,000 円未満である世帯 <p>②同一世帯において同時に 2 人以上の児童が放課後児童クラブに在籍する場合、2 人目を半額に減免、3 人目以降を免除とする。</p> <p>③市長が特に認めた場合、市長が定める額に減額・免除する</p>
標準処理期間	受付終了日から約 10 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
申請時期	毎月月末まで
申請方法	本庁舎 3 階こども育成課・庄和総合支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowoazukeru_hoikushisetsu_jidoclubnado/2/11020.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■春日部市放課後児童クラブ条例

(保育料の減免)

第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

■春日部市放課後児童クラブ条例施行規則

(保育料の減免)

第 10 条 条例第 11 条の規定により保育料を減額し、又は免除しようとするときの額は、別表 2 に定めるところによる。

別表 2 (第 10 条関係)

減免区分	金額	
	① 生活保護世帯、支援給付受給世帯又は市町村民税非課税世帯	0 円
② 市町村民税のうち均等割りのみの課税世帯	1人目	3,500円
③ 市町村民税のうち均等割りのみの課税世帯かつ同一世帯において2人以上の児童が入室する場合	2人目	1,750円
	3人目以降	0円
④ 市町村民税のうち所得割課税額が5千円未満である世帯	1人目	5,000円
	2人目	2,500円
⑤ 市町村民税のうち所得割課税額が5千円未満の世帯かつ同一世帯において2人以上の児童が入室する場合	3人目以降	0円
	2人目	4,500円
⑥ 同一世帯において2人以上の児童が入室する場合	3人目以降	0円
	⑦ 市長が特に認めた場合	
		市長が定める額

2 条例第 11 条の規定により保育料の減免を受けようとする者は、放課後児童クラブ保育料減免申請書(様式 11 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実等を公簿等によって確認することができるときは、当該資料を省略させることができる。

(1) 課税証明書又は非課税証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、放課後児童クラブ保育料減免決定通知書（様式第 12 号）又は放課後児童クラブ保育料減免却下通知書（様式第 13 号）により保護者に通知するものとする。